

記者提供資料 平成25年11月18日
農林水産部農産園芸環境課
農産食糧班 高橋，今関（内線2841）
環境対策班 堀内，佐藤（内線2845）

平成25年産大豆の放射性物質測定結果について（第3報）

平成25年産大豆について放射性物質検査が始まりました。測定結果ができましたのでお知らせします。

1 測定年月日

平成25年11月13日，16日

2 測定機関

一般財団法人日本穀物検定協会東京分析センター
分析機器 ゲルマニウム半導体検出器

3 測定結果

測定した9点の全てにおいて以下のとおり，食品衛生法の規定に基づく放射性物質の基準値（100ベクレル/kg）以下であり，安全性に問題がないことが確認されました。

この結果により，以下の旧市町村で生産された平成25年産大豆は通常どおり出荷，販売等が可能となります。

【平成25年産大豆の出荷，販売等が可能となった旧市町村】

市町村	出荷・販売等が可能となった旧市町村	検査が終了していない旧市町村
美里町	南郷村	小牛田町，不動堂町，中埜村，北浦村，敷玉村
大崎市	岩出山町，真山村	荒雄村，志田村，宮沢村，長岡村，富永村，東大崎村，高倉村，清滝村，敷玉村，西大崎村，北浦村，松山町，下伊場野村，三本木町，鹿島台町，一栗村，田尻町，沼部村，大貫村
加美町	鳴瀬村	中新田町，広原村，小野田町，宮崎村，賀美石村

4 検査状況

①検査済点数

検査点数【計画】	検査済点数	不検出	50Bq/kg超	100Bq/kg超過
		～50Bq/kg以下	～100Bq/kg以下	
759	22（9）	22（9）	0	0

※検査点数【計画】については，平成25年産大豆の生産・収穫の実態の精査により，今後増減する可能性がある。

※（ ）内は，今回公表した点数である。

※出荷制限地域の全量全袋検査は，別途計画する。

②検査終了した市町村数

検査対象 市町村数 (旧市町村数)	検査終了 市町村数 (旧市町村数)	一部検査済み 市町村数 (旧市町村数)	検査未終了 市町村数 (旧市町村数)
33 (176)	2 (4)	4 (5)	27 (167)

※検査対象現市町村は、平成25年産大豆の作付けがない塩竈市、女川町を除く全市町村。

※出荷制限地域は除いている。

※詳細は、裏面を参照。

【測定結果の詳細】

No.	市町村	旧市町村	検体分析 年月日	放射性セシウム濃度 (Bq/kg)					
				Cs-134 (検出限界値)		Cs-137 (検出限界値)		計 (検出限界値)	
1	美里町	南郷村	11月13日	不検出	(4.2)	不検出	(4.2)	不検出	(8.4)
2	大崎市	岩出山町	11月16日	不検出	(3.7)	不検出	(3.8)	不検出	(7.5)
3	大崎市	岩出山町	11月16日	不検出	(4.0)	8.88		8.9	
4	大崎市	真山村	11月16日	不検出	(3.4)	3.07		3.1	
5	大崎市	真山村	11月16日	不検出	(4.5)	不検出	(3.7)	不検出	(8.2)
6	大崎市	真山村	11月16日	不検出	(4.2)	不検出	(3.8)	不検出	(8.0)
7	加美町	鳴瀬村	11月16日	不検出	(3.5)	3.39		3.4	
8	加美町	鳴瀬村	11月16日	不検出	(3.3)	6.38		6.4	
9	加美町	鳴瀬村	11月16日	不検出	(4.9)	3.81		3.8	

※不検出とは、検出限界未満であることを示す。括弧内の数値が検出限界値であり、測定毎に変動する。

【参考1：出荷自粛解除の状況】

(1) 現市町村単位で出荷自粛解除済み

地区名	現市町村名 (旧市町村数)
大河原	柴田町(2), 大河原町(2)
計	2市町村(4旧市町村)

(2) 旧市町村単位で出荷自粛解除済み

現市町村名	旧市町村名 (旧市町村数計)	
角田市	北郷村	(7)
美里町	南郷村	(4)
大崎市	岩出山町, 真山村	(21)
加美町	鳴瀬村	(6)
計4市町村	計5旧市町村	

注：太文字は今回公表分です。

【参考2：平成25年産大豆の放射性物質検査について】

- ◆検査対象は、大豆を作付けし、出荷・販売の実態がある旧市町村とする。
- ◆旧市町村ごとに、検査結果がすべて判明し、安全性が確認されるまで県内全域で大豆の出荷自粛を要請する。
- ◆平成25年産大豆の放射線物質検査については、原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限などの品目・区域の設定・解除の考え方」（平成25年3月19日改正）を基本としつつ、県の基準を下記のとおり設定して実施する。検査区域は、昭和25年当時の旧市町村単位とする。

1 検査区域及び検査密度の設定

	【対象地域】	【検査密度】
出荷制限地域	24年産検査で100Bq/Kgを超過した旧市町村（出荷制限）	管理計画に基づき、当該地域の大豆の 全量全袋検査 を実施
区分1	24年産検査で50 Bq/kgを超える放射性セシウムが検出された旧市町村及びその隣接旧市町村。	◆旧市町村ごとに 全戸検査に相当する密度 で検査 （県の平均作付面積3haに1点を基本）
区分2	区分1以外で、24年産検査において全戸検査に相当する検査密度で検査を行った旧市町村及び10～50Bq/Kgの数値を検出した旧市町村	◆旧市町村ごとに3点を目安に検査
区分3	1及び2以外の旧市町村	◆旧市町村ごとに1点。

2 検査の強化

上記区分2，3の区域で50 Bq/kg超（100 Bq/kg以下）の放射性セシウムが検出された場合は、**全戸検査相当の水準まで検査密度を引き上げ再度検査を実施する。**

3 検査の時期

10月下旬から12月下旬（予定）

4 検査結果についての対応

- (1) 当該旧市町村の全検体が100 Bq/kg以下であった場合は、当該旧市町村で出荷自粛を解除する。
- (2) 当該旧市町村で100 Bq/kg超が1点でも検出された場合は、**地域的な広がりを確認した上**で、基準値を超える放射性セシウムが再度検出された場合は、原災法に基づき当該旧市町村は、**出荷制限**となる。
- (3) 各旧市町村ごとの検査結果が判明次第、市町村名、旧市町村名、検査結果（数値）を公表する。